

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月25日 16時05分ごろ
発生場所	長崎県杵岐市郷ノ浦港 郷ノ浦港北防波堤灯台から真方位290° 300m付近 (概位 北緯33° 44.6′ 東経129° 40.8′)
事故の概要	漁船第三十八神洗丸は、南西進中、また、プレジャーボート近海丸は、漂泊中、両船が衝突した。 近海丸は、船長及び同乗者が負傷し、左舷船首部外板の亀裂等を生じ、第三十八神洗丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十八神洗丸、9.7トン NS2-13831（漁船登録番号）、郷ノ浦町漁業協同組合 14.58m (Lr) × 3.35m × 1.10m、FRP ディーゼル機関、426.6kW、平成元年9月30日 第292-47168号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 近海丸、1.92トン 未登録、個人所有 6.75m (Lr) × 1.94m × 0.67m、FRP ガソリン機関、44.1kW、昭和54年12月10日 第290-28764号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年12月17日 免許証交付日 平成25年2月4日 (平成30年12月16日まで有効) B 船長B 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年10月7日 免許証交付日 平成26年1月16日

	(平成31年1月15日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 1人(船長B)、軽傷 1人(同乗者B)
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂、船首部のかんざしが脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：17時19分ごろ 太陽高度及び方位：高度 約13°、方位 約230°(いずれも16時00分ごろ)
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、吉崎市大島漁港(長島地区)に帰港する目的で、平成29年12月25日16時00分ごろ郷ノ浦港元居泊地内の棧橋を出発した。</p> <p>A船は、船長Aが操舵室内の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、約3ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で元居泊地内を航行し、同泊地出入口付近で郷ノ浦港の中防波堤東端と南防波堤西端との間に船首を向けて増速を開始した。</p> <p>船長Aは、低高度の太陽の光が逆光で眩しく、中防波堤東端と南防波堤西端との間の方向が見えにくい状況であったが、増速前に周囲を見て進行方向に他船はいないと思い、約14knの速力で航行中、16時05分ごろ衝撃を感じて前方を見たところB船の船尾部を認め、B船と衝突したことが分かった。</p> <p>B船は、船長Bが乗り組み、同乗者(以下「同乗者B」という。)を乗せ、13時00分ごろルアー釣りの目的で郷ノ浦港絵踏地区小型船泊地を出港し、吉崎市原島周辺で場所を移動しながら釣りを行っていたものの、思ったような釣果が得られず、風が強かったこともあり郷ノ浦港内で釣りを行うこととした。</p> <p>B船は、16時00分ごろ郷ノ浦港内の中曽根付近で、船外機を中立運転とし、船首を南西方に向け、漂泊して南東方に流されながら釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、右舷船尾部で右舷方を向いて釣りを行っていたところ、機関音が聞こえたので振り向くと、B船の左舷後方約200mの元居泊地出入口付近から出てくるA船を認めた。</p> <p>船長Bは、A船の動きを見ていたところ、A船が港外に向かう針路に転針してB船の船尾方を通過していくように見えたので、A船がB船に向かってくることはないと思い、A船から目を離して右舷方を向いて釣りを再開した。</p> <p>B船は、船長BがA船から目を離した後、船長Bが、機関音と波切り音が次第に近づいてきたのを聞き、ふと振り向くと、約10mのところB船に接近するA船に気付いたが、何をする間もなく、A船が</p>

	<p>B船に衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で船外に投げ出され、同乗者B及びB船に移乗した船長AによりB船に引き上げられて救助された後、救急車で吉岐市内の病院に搬送された。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、後日、各々病院で診察を受け、船長Bが頸髄中心性損傷及び第6、7頸椎椎体骨折、同乗者Bが尾骨骨折及び頸椎捻挫とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本事故発生場所付近の状況、写真2 A船、写真3 A船操舵室からの前方見通し状況、写真4 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、低高度の太陽の光が逆光で眩しい状況であったが、自宅のある島に帰るだけの短い航海で、本事故当日は出漁している漁船がなく、ふだんから郷ノ浦港内で釣りをしている船を見掛けたことがなかったため、操舵室内に置いてあるサングラス及びレーダーをいずれも使用していなかった。</p> <p>A船は、前部甲板下の魚倉に海水を入れていたので、船首浮上による前方の死角はなかった。</p> <p>船長Bは、ふだん、長崎県吉岐及び対馬沖の海域で釣りをしており、郷ノ浦港内で釣りをすることは少なかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、郷ノ浦港において、大島漁港（長島地区）に向けて南西進中、船長Aが、進行方向に他船はいないと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、低高度の太陽の光が逆光で眩しい状況であったが、自宅のある島に帰るだけの短い航海で、本事故当日は出漁している漁船がなく、ふだんから郷ノ浦港内で釣りをしている船を見掛けたことがなかったことから、操舵室内に置いてあるサングラス及びレーダーをいずれも使用していなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、郷ノ浦港において船首を南西方に向けて漂泊中、船長Bが、A船を初認した際、A船がB船の船尾方を通過していくように見え、A船がB船に向かってくることはないと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊を続けて接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、元居泊地出入口から出てくるA船を認め、B船の船尾方を通過していくように見え、A船から目を離して釣りを再開した後、</p>

	<p>B船に接近するA船に気付いていることから、A船が郷ノ浦港の中防波堤東端と南防波堤西端との間に針路を向けている途中にA船を初認した可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、B船に接近するA船に気付いたとき、A船まで至近距離であったことから、船外機を前進又は後進としてA船との衝突を避けるための動作をとることができなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、郷ノ浦港において、A船が南西進中、B船が漂泊中、船長Aが、進行方向に他船はいないと思い、また、船長Bが、元居泊地出入口付近から出てくるA船を認めた後、A船がB船に向かってくることはないと思い、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、進行方向に他船はいないと思わず、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中、航行する他船を認めた場合、自船に接近しないとは思わず、その動静に注意すること。 ・太陽光が逆光で眩しいときは、レーダーを活用したり、サングラスを使用したりして見張りを行うことが望ましい。 ・航行の用に供する小型船舶は、小型船舶登録を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

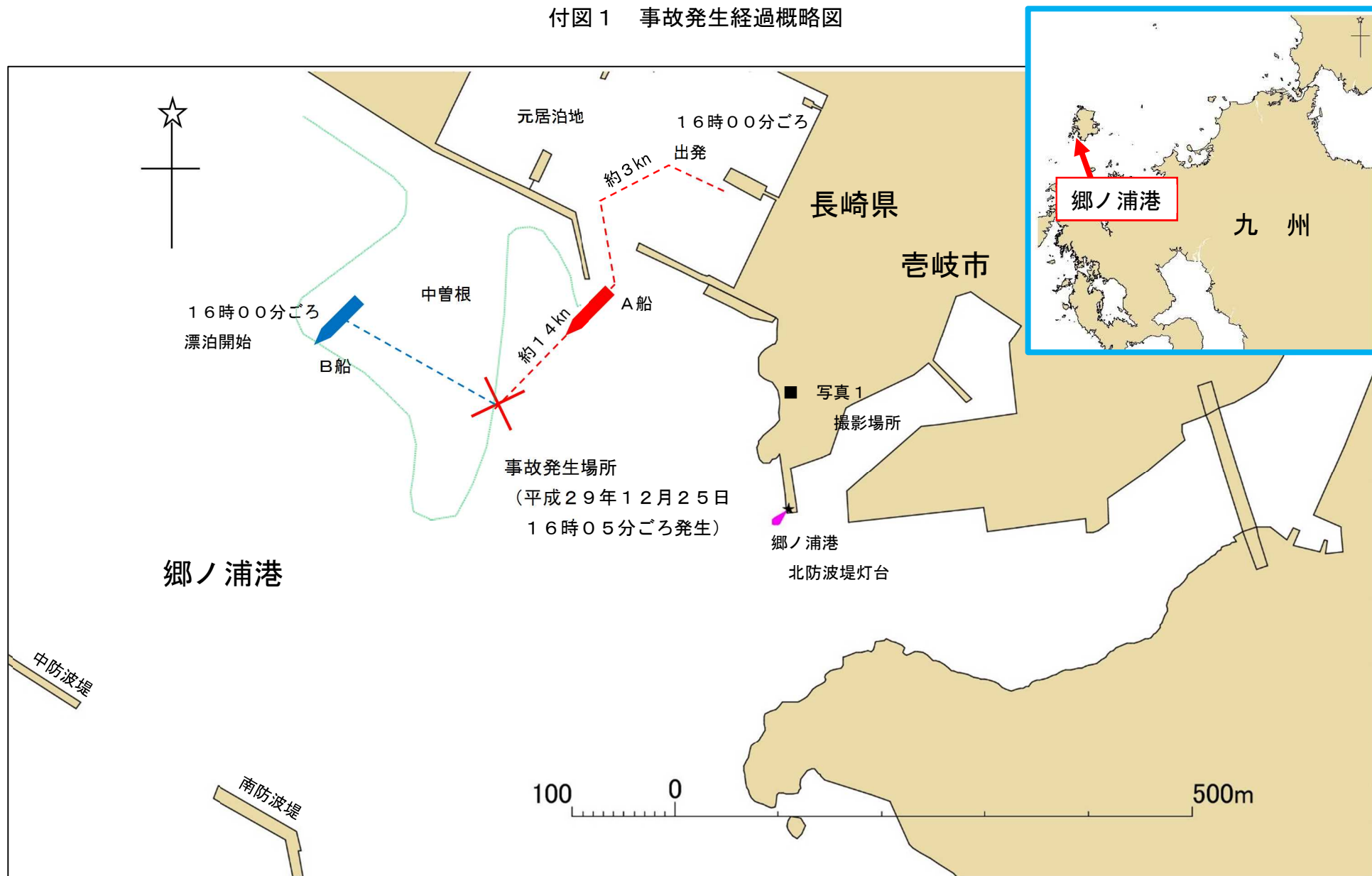


写真1 本事故発生場所付近の状況



写真2 A船



写真3 A船操舵室からの前方見通し状況



写真4 B船

